

○福津市自転車等駐車場条例

平成19年12月18日

条例第18号

改正 平成20年2月26日条例第1号

平成20年2月26日条例第2号

平成20年9月18日条例第35号

平成23年3月25日条例第7号

平成24年12月21日条例第17号

平成25年10月1日条例第31号

平成25年12月16日条例第32号

平成26年6月25日条例第9号

平成28年3月22日条例第14号

平成28年12月12日条例第39号

令和元年6月29日条例第14号

福津市自転車駐車場条例(平成17年福津市条例第100号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 自転車等の駐車秩序を確立し、市民の自転車等の駐車のため、市に自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は次の各号のとおりとする。

(1) 有料の駐車場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
福間駅みやじ口第1号自転車等駐車場	福津市中央三丁目5055番19
福間駅みやじ口第2号自転車等駐車場	福津市中央三丁目5055番5
福間駅さいごう口第3号自転車等駐車場	福津市日蒔野一丁目1番8
福間駅さいごう口第4号自転車等駐車場	福津市日蒔野一丁目2番1

(2) 無料の駐車場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
東福間駅自転車等駐車場	福津市若木台一丁目21番14
東福間駅北口自転車等駐車場	福津市東福間一丁目1306番12
津屋崎自転車等駐車場	福津市津屋崎一丁目458番1

(開場時間及び休場日)

第3条 駐車場の開場時間及び休場日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に開場し、若しくは休場することができる。

(利用対象)

第4条 駐車場を利用できる車両(以下「自転車等」という。)は、次に掲げる車両と

する。

(1) 原動機付自転車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)

(2) 自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)

(行為の禁止)

第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自転車等の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備等(以下「施設等」という。)を汚損し、又は損傷すること。

(3) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品を持ち込むこと。

(4) 指定された場所以外に自転車等を駐車すること。

(5) 前4号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれのある者の駐車場の利用を拒むことができる。

(監督処分)

第6条 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者に対し、この条例の規定に基づく許可を取り消し、若しくはこれに付随した条件を変更し、又は利用の中止、原状回復又は自転車等の移動を命ずることができる。

2 市長は、駐車場の管理上やむを得ない必要が生じた場合は、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、駐車場の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定により市長が指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合は、第3条、第5条、第6条、第11条、第12条、第13条及び第17条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て第3条に定める開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に開場し、若しくは休場することができる。

(指定管理者の指定の手続き等)

第7条の2 指定管理者の指定の手続き等については、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成17年福津市条例第158号)の規定を適用する。

(指定管理者の管理の基準)

第7条の3 指定管理者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に駐車場の

管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第8条 第7条に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第5条の規定による利用の制限に関する業務
- (2) 第6条の規定による措置の命令に関する業務
- (3) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 駐車場の利用の許可(その取り消しを含む。)及び不許可に関する業務
- (5) その他、駐車場の管理に関し、市長が必要と認める業務

(使用料)

第9条 第2条第1号に定める有料の駐車場の利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(利用の種別等)

第10条 前条第1項に係る駐車場の利用の種別は、定期利用(あらかじめ利用の期間を定めたものをいう。以下同じ。)又は一時利用(利用を行う日当日1回限りの利用をいう。以下同じ。)とする。

2 前項に定める定期利用の許可の期間は、1箇月、3箇月又は6箇月とする。

(有料の駐車場の利用の許可)

第11条 第2条第1号に定める有料の駐車場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上特に必要と認めるときには、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときには、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第14条 第7条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において、駐車場を利用しようとする者は、第9条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用権の譲渡の禁止)

第15条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第16条 指定管理者又は利用者が、その責めに帰すべき理由により駐車場の施設等を破損し、若しくは滅失して本市に損害を与えたときは、これを原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定が取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、駐車場の施設等を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

2 利用者は、その利用が終わったとき、又は第6条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、駐車場の施設等を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

(長期駐車自転車等に対する措置)

第18条 駐車場において、2週間を超えて継続して駐車された自転車等がある場合、市長は当該自転車等を移動し保管することができる。ただし、第2条第1号に定める有料の駐車場においては、利用許可の期間が終了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 市長は、前項の規定により自転車等を移動し保管した場合は、その旨を公示するものとする。

3 市長は、前項の規定により公示を行なったにもかかわらず、利用者及び所有者が自転車等を引き取らない場合は、当該自転車等を処分することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、改正後の福津市自転車等駐車場条例第10条に規定する定期利用に係る第11条の有料の駐車場の利用許可及び第9条の使用料については、平成20年11月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の福津市自転車駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年2月26日条例第1号)抄

この条例は、平成20年3月10日から施行する。

附 則(平成20年2月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月18日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(福津市自転車等駐車場条例の施行期日を定める規則の廃止)
- 2 福津市自転車等駐車場条例の施行期日を定める規則(平成20年福津市規則第5号)は廃止する。
 附 則(平成23年3月25日条例第7号)
 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
 附 則(平成24年12月21日条例第17号)
 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
 附 則(平成25年10月1日条例第31号)
 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
 附 則(平成25年12月16日条例第32号)
 (施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例(下水道条例を除く。)は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。
 附 則(平成26年6月25日条例第9号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成28年3月22日条例第14号)
 この条例は、平成28年8月1日から施行する。
 附 則(平成28年12月12日条例第39号)
 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則(令和元年6月29日条例第14号)
 (施行期日)
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

名称	開場時間	休場日
福間駅みやじ口第1号自転車等駐車場	午前5時から翌日の午前1時まで	なし
福間駅みやじ口第2号自転車等駐車場	午前6時から午後10時まで	12月31日から翌年1月3日までの日

福間駅さいごう口第3号自転車等駐車場	午前5時から翌日の午前1時まで	なし
福間駅さいごう口第4号自転車等駐車場	午前6時から午後10時まで	12月31日から翌年1月3日までの日
東福間駅自転車等駐車場	午前0時から午後12時まで	なし
東福間駅北口自転車等駐車場		
津屋崎自転車等駐車場		

別表第2(第9条関係)

利用の種別		利用期間	使用料	
			原動機付自転車	自転車
定期利用	学生	1箇月	1, 040円	730円
		3箇月	2, 720円	1, 780円
		6箇月	4, 710円	3, 140円
	一般	1箇月	1, 990円	1, 360円
		3箇月	5, 340円	3, 560円
		6箇月	9, 420円	6, 280円
一時利用		1日 (1回)	150円	100円

備考 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が学校と認める施設に通学又は通園しているものをいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。